

答 申 個 第 9 号

平成25年3月13日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月10日付け文地第319号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

印鑑ジャーナルの不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第13号）

1 審査会の結論

実施機関が行った、不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成24年7月3日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により「異議申立人の個人番号（*****）で抽出した連続帳票 印鑑ジャーナル1と2と3の表紙，裏表紙カウント付ジャーナル（印鑑）対象期間平成22年5月30日より現在まで」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお、異議申立書に記載されている具体的な9桁の個人番号は、個人情報保護の観点から「*****」と記載している。

- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報について、請求に係る公文書が存在しないため不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成24年7月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「請求に係る公文書が存在しないため。」

（個人番号「*****」が記録されている印鑑ジャーナル1，2及び3は、調査対象期間の平成22年5月30日から平成24年7月3日までの間には存在しません。）

- (3) 異議申立人は、平成24年9月12日付けで本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消し及び変更を求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し及び変更を求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書，理由説明書及び審査会での職員の説明によると，実施機関の主張は，おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 住民基本台帳事務等の概要について

ア 住民基本台帳事務について

住民基本台帳は、所管区域に住所を有する者について、個人単位に住民票を調製し、それを世帯ごとに編成して作成する（住民基本台帳法第6条第1項及び第2項）。昭和63

年1月4日に住民票をすべて改製し、電子計算機により調製することとし、除票も含めすべて磁気ディスクの記録が住民票原本（住民基本台帳法第6条第3項、住民基本台帳施行令第2条）となった。

イ 印鑑登録事務について

印鑑登録事務とは、京都市印鑑条例に基づく業務であり、印鑑の登録及び登録した印鑑の印影について証明を行うものである。

印影について証明した印鑑登録証明書は、一般に契約などの際に添付し、契約書に押印された印影と印鑑登録証明書の印影が同一であることを確認することでその契約書の作成者を特定する手段として用いられる。印鑑登録証明書は平成4年11月からすべて電子計算機処理を行うこととなっている。

ウ 印鑑ジャーナルについて

印鑑登録システムでは、職員の操作記録やファイルの更新記録等を「印鑑ジャーナル」に記録しており、印鑑ジャーナルには以下の3種類がある。

- ・印鑑ジャーナル1：すべてを記録したもの。ただし、操作を完了せず終了した場合の操作記録を除く。
- ・印鑑ジャーナル2：ファイルに異動が生じた場合に、異動前後の情報を記録したもの
- ・印鑑ジャーナル3：操作を完了せずに終了した場合の操作記録（1を補完するためのもの）

エ 個人番号について

個人番号は、住民基本台帳を市民窓口課業務オンラインシステムにより電子計算機処理を行う場合に必要のため、個人単位に付番したものであり、同システムの端末画面上で確認することができる。

個人番号は、住民票の記載事項の一つで、住民基本台帳ネットワークの中で住民個人を単位とする全国共通のコードである住民票コードとは異なり、実施機関が電子計算機処理の必要性から付番したものであり、住民票の写し等の証明には表記されない。

オ 世帯番号について

世帯番号は、住民基本台帳上、同一世帯を構成する単位に番号を付番したものであり、個人番号と同じく端末画面上で確認することができる。

(2) 本件処分について

ア 本件請求を受けて、実施機関では、文化市民局地域自治推進室から総合企画局情報化推進室に対し、本件請求に係る印鑑ジャーナルについて、その存否を尋ねたところ、平成24年7月11日付けで「対象者に関する対象期間中の印鑑ジャーナルについて、個人番号で特定可能なデータは存在しませんでした。」との回答を得て、本件処分を行った。

イ 印鑑ジャーナル1及び印鑑ジャーナル3については、世帯を特定すれば完了可能な処理（個人を特定せずに終了する処理）についても記録する必要があることから、世帯番号は記録されるが、個人番号は記録されないプログラムとなっているため、個人番号で抽出することはできない。

また、開示請求のあった期間（平成22年5月30日～平成24年7月3日）には、異議申立人の印鑑登録情報に異動がなかったため、異議申立人に係る印鑑ジャーナル2は記録されていない。

このため情報化推進室からの回答が、「印鑑ジャーナルについて、個人番号で特定可能なデータは存在しませんでした。」となったものである。

ウ したがって、実施機関が情報化推進室からの回答に基づき行った本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) その他

印鑑ジャーナルについて、印鑑登録は個人単位で行うものであり、世帯による検索しかできないことについては、不都合があるため、プログラムの改修を行うことを検討している。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 平成17年5月6日の当時、伏見区役所職員が私の個人番号を削除して、成り済ましの個人番号を共有し、内部の機械操作で、私は0番で処理をし、成り済ましの個人番号、*****番（認可地縁登録団体代表）を私の個人番号としている。

平成23年2月18日に私と妻が住民票の発行調査依頼を伏見区役所に依頼する。実態調査で私と妻の成り済まし二人を廃棄処理の対象にして存在を消し、私の個人番号0番を廃棄し、成り済ましの個人番号（地縁登録）を残し、私の個人番号として、成り済ましは居なかったとして、多額の債務を私達夫婦に弟妹が被せる。

(2) 平成17年7月12日付個人情報開示請求で過去からの分全部印鑑ジャーナル1、2、3の開示請求をする。私のデータは世帯番号をハードデスク（ファイル）にまとめて取り入れ、世帯の中の個人番号が入ったデータを排除して個人番号0番（私）を抜き出している。本来は汎用コンピュータのテープに日付け時間順に各区役所出張所の端末機の操作記録が保存されている。住所地番号、世帯番号、個人番号の3つの番号でコンピュータのテープから個人を抜き出すことができる。私の場合、世帯番号で直接ハードデスクに入力されて保管されている。よって、別扱いの記録保管である。テープは修正が難しく、デスクは簡単に改ざんできる。

印鑑ジャーナル1と2と3連続帳票（印鑑ジャーナル）は不存在機械から出ないといった理由で個人番号の有るデータジャーナルは存在しないとされた。データの中に個人番号0番と*****番が入っている、9桁の個人番号は私の番号ではなく別人のデータで9桁の個人番号で機械から出すと私の関与しないジャーナルが出るので故意に隠して出さない。

世帯番号も同じで、世帯番号で全部のジャーナルを出せば世帯全員の記録がジャーナルで多量に出る。その中に個人番号のあるのと個人番号のない0番が出る。私のジャーナルを出す場合、個人番号の無い物を選んで出している。個人番号で出せば印鑑証明書の発行データが私の関与していないものも含まれて出てくる。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となった個人情報について

本件請求は、「異議申立人の個人番号（*****）で抽出した連続帳票 印鑑ジャーナル1と2と3の表紙、裏表紙カウント付ジャーナル（印鑑）対象期間平成22年5月30日より現在まで」である。

(2) 本件公文書について

ア 印鑑ジャーナルについて

印鑑ジャーナル1は、操作を完了せずに終了した場合を除く全ての端末の操作記録であり、印鑑ジャーナル3は、操作を完了せずに終了した場合の全ての操作記録であるので、全ての端末の操作記録は、印鑑ジャーナル1又は印鑑ジャーナル3に記録されることになる。

印鑑ジャーナル2は、ファイルに異動が生じた場合に、異動前後の情報を記録したものである。

イ 印鑑ジャーナル1及び3について

実施機関は、印鑑ジャーナル1及び3は、世帯番号は記録されるが、個人番号は記録されないプログラムとなっているため、個人番号で抽出することはできないと主張しており、実施機関から提出された印鑑ジャーナル1及び3の実例でも、個人番号は記録されていない。

更に実施機関に説明を求めたところ、印鑑ジャーナルは、元々データが壊れたときなどにデータを復旧するために作られたものであり、世帯番号で特定すれば、データの復旧が可能であることから、個人番号まで特定したプログラムが作成されなかったとのことである。

印鑑ジャーナル1及び3の実例において、個人番号は、項目としては存在するものの、実際の番号は記録されていない（「00000000」と表記されている。）ことを考慮すると、当審査会は、印鑑ジャーナル1及び3には個人番号が記録されていないという点は疑いがなく、このため、異議申立人の個人番号に限らず、個人番号で抽出することはできないとの実施機関の説明に特段不合理な点はないと判断する。

ウ 印鑑ジャーナル2について

実施機関は、印鑑ジャーナル2は、印鑑の登録情報に異動があった際に作成されるもの

であり、請求の対象期間である平成22年5月30日から平成24年7月3日までの間に異議申立人の印鑑登録情報に異動がなかったため、異議申立人の個人番号に係る印鑑ジャーナル2は記録されていないと主張する。

印鑑ジャーナル2は、印鑑ジャーナル1及び3とは異なり、個人番号が記録されるシステムであるが、異議申立人の説明によると、異議申立人は平成17年度以後印鑑登録をしていないとのことであるから、当審査会は、請求の対象期間には異議申立人の印鑑情報に異動がないため異議申立人に係る印鑑ジャーナル2は記録されていないとの実施機関の説明に特段不合理な点はないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 平成24年10月10日 諮問（諮問個第13号）
 - 11月 9日 実施機関からの理由説明書の提出
 - 12月 4日 異議申立人からの意見書の提出
- 平成25年 1月 9日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第9回会議）
 - 2月13日 異議申立人の意見陳述（平成24年度第10回会議）
 - 3月13日 審議（平成24年度第11回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会 第1部会（部会長 市川 正人）